



27江監第591号
平成28年2月15日

江東区長 殿

江東区監査委員	伊藤 貫造
同	小出 功
同	若林 しげる
同	石川 邦夫

平成27年度第3回定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づいて行った監査の結果を、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成 27 年度第 3 回定期監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

平成 25、26 及び 27 年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

2 監査の対象施設

- (1) 出張所及び区民館（3 所・2 館）
白河、小松橋（区民館を含む。）、砂町（区民館を含む。)
- (2) 福社会館（3 館）
古石場、塩浜、東陽
- (3) 保育園（12 園）
森下、東雲、辰巳第三、亀戸、亀戸第二、わかば、大島、大島第五、
亀高、東砂第四、南砂第一、南砂第四
- (4) 児童館（5 館）
森下、古石場、塩浜、豊洲、辰巳
- (5) 学童クラブ（2 クラブ）
塩浜、辰巳
- (6) 江東きっずクラブ（2 クラブ）
きっずクラブ越中島、きっずクラブ元加賀

3 監査の実施期日

平成 27 年 10 月 20 日から同年 11 月 11 日までのうち 12 日間

第 2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目の施設の管理状況（震災・火災への対策ほか）についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。